

口座開設アプリからの口座開設に係る特約

2021年2月15日現在

1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、「あいぎん口座開設アプリ」(以下、「本アプリ」といいます。)から開設した当行の総合口座(以下、「本口座」といいます。)に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本口座は、預金等規定集およびカード規定集の各規定(以下、「関連規定」といいます。)によるほか、本特約により取り扱います。
なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) なお、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本特約においても適用されるものとします。

2. 取引の開始

- (1) 本口座にかかる預金契約は、当行が所定の口座開設手続を完了した時点で、当行とお客さまの間に成立するものとします。ただし、当行への届出内容に疑義があると当行が判断した場合は、口座開設を行いません。
- (2) お客さまに送付したキャッシュカード等の取引関係書類が当行に返送された場合、当行からお客さまへの連絡が相当期間とれない場合、口座開設後に入金相当期間されない場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行はお客さまに通知することなく、お取引の全部または一部の停止もしくは口座を解約できるものとします。
- (3) 本口座の取引開始に際しては、愛銀総合口座を開設し、愛銀ICキャッシュカードを発行します。
- (4) 前記(3)以外の取引は、当行所定の手続により取引を開始するものとします。

3. 印章の取扱い

本口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の手続をお取りいただくことにより、届け出ることができます。印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。印章の届出が完了するまでは、通帳・証書類の発行または印章の押印を要する取引、その他当行所定の取引はできません。

4. 通帳の取扱い

本口座は通帳不発行方式の口座であり、お取引明細はインターネットバンキングによりお客さま自身でご確認いただけます。ただし、印章の届出その他当行所定の手続をお取りいただくことにより、通帳発行方式に変更することができます。

5. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金のお取引は、当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機(以下、「預入払出機」といいます。)、またはインターネットバンキングをご利用いただき、原則として当行の店頭でのお取引はできません。
- (2) 定期預金のお取引は、インターネットバンキングをご利用いただき、当行の店頭でのお取引および預入払出機のご利用はできません。

6. 証券類の取扱い

本口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

7. マル優の取扱い

本口座には、少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いをいたしません。

8. 代理人カードの取扱い

普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

9. 解約

- (1) 普通預金口座の解約は、当行所定の手続により受け付けます。
- (2) 前記(1)の場合、当行所定の方法により本人確認等を行います。なお、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

10. 本特約の解約

当行所定の手続により、本口座について印章の届出および通帳発行方式への変更が完了した場合には、この特約も解約となります。

11. 免責事項

本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

12. 本特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上